

平成 27 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 28 年 3 月 16 日（水曜日）

総務委員会会議録

平成28年3月16日 水曜日

午前10時00分開議

午前11時59分閉議（実時間116分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画について）
- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
（平成28年4月1日付組織再編について）
（八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて）
（コミュニティセンター施設の一部管理業務委託について）

○本日の会議に出席した者

委員長	堀口晃君
副委員長	堀徹男君
委員	亀田英雄君
委員	鈴木田幸一君
委員	中村和美君
委員	西濱和博君
委員	前川祥子君

※欠席委員 成松由紀夫君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

企画振興部長	福永知規君
企画政策課長 （政策審議監担当兼務）	宮川武晴君

市民環境部

市民環境部次長	堀泰彦君
人権政策課長 （人権啓発センター所長兼務）	濱田大祐君
市民活動政策課長 （消費生活センター所長兼務）	久木田昌一君

○記録担当書記 小川孝浩君

（午前10時00分 開会）

○委員長（堀口晃君） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

3月14日の総務委員会に引き続き、きょうも総務委員会を開催することになりました。

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

◎所管事務調査

- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

○委員長（堀口晃君） それでは、当委員会所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、まず総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関して、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画について）

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口晃君） はい、ちょっと待って。

それでは、八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画についてを説明を

お願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画振興部福永でございます。

八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画について、詳細を宮川企画政策課長のほうから報告いたさせます。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課、宮川でございます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 失礼します。

それでは、お手元にはですね、このたび作成いたしました総合計画後期基本計画の平成28年度、29年度までの2カ年の実施計画のほうを配付させていただいておりますので、御準備のほうをお願いいたします。

総合計画実施計画は通常、3年間のローリングとなっておりますが、29年度までがこの基本計画の期間でございますので、今回は、2カ年の計画として策定しておりますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

28年度からの事業ということで、予算等も含めまして、まだ議決のほうをいただいておりますので案としていただいておりますが、内容的にはこの内容で進めさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきください。

28年度予算を議決いただきました後は、案を外しまして、一般に公表いたしますとともに、議員の皆様へも改めて配付をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、概要につきまして説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきますと、目次となっております。1の実施計画の策定に当たってというところから始まりまして、2の総合計画に掲げる重点施策一覧、3の5カ年で取り組む施策、ここからが施策の大綱につながる具体的な事業を掲載しているという内容で、この実施計画を策定しているところでございます。

1ページをお願いいたします。

1、実施計画の策定に当たってというところで、計画策定の趣旨、計画の期間、計画の構成、掲載事業の考え方という項目でですね、それぞれ説明を記載させていただいております。

要約いたしますと、総合計画で掲げる10年間の基本構想、これに基づきます後期5カ年の基本計画、この5カ年で取り組む事業等をお示ししたのが、この実施計画ということになります。

先ほど申し上げましたけれども、2カ年の計画ということで記載しておりますとおり、一昨年から策定しておりますが、毎年度の見直し、3年間のローリングということで行っております。

それでは、また4のですね、掲載事業の考え方のところを、済みません、御確認いただければと思います。3行目のところを少し読まさせていただきますと、実施計画に掲載する事業は、基本計画に掲げる施策の実現に向け、重要かつ効果的な事業を中心に掲載しています。したがって、市が実施する全ての事業を網羅したものではないというふうに記載をさせていただいております。

では、続きまして2ページ、3ページを済み

ません、お開きいただけますでしょうか。ここからは、総合計画後期基本計画に掲げております基本目標からですね、施策の大綱、施策の展開、具体的な施策を一覧表としてお示しをしているものでございます。

具体的な施策としまして、左側に欄を設けております。あと、全部でですね、113の施策を掲載しております。このうち二重丸で記載しております重点施策が35ございます。市全体の事務事業といたしましては1000を超える事務事業がございまして、その中から、この重点施策につながる事業などを抽出いたしまして、214の事業を、この実施計画には掲載しております。

4ページからがですね、事業名とその概要を記載をしているというところになります。

済みません、少し飛んでいただいて、24ページを御確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。24ページですね。

ここは、第3章の安全で快適に暮らせるまちを基本目標として掲げてございます。基本目標につきましては記載のとおりでございまして、その第3節、暮らしを支えるまちづくりのところは、済みません、3枚おめくりいただきまして、31ページにござんいただけますでしょうか。

ページの上のほうに体系図をつけてございます。体系図の右側がですね、具体的な施策とその内容となっております。6つのうちですね、重点施策としておりますのが5項目ございまして、③公共交通体系の整備につきましては、次のページの32ページを――済みません、あちこち行っただいて済みません、32ページ、下から3段目ですね、生活交通確保維持事業として、私ども企画政策課のほうで取り組んでおります本市のバス、乗合タクシーに关します具体的な事業を紹介、説明をさせていただいているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この実施計画にはですね、113の具体的な施策に214の事業を掲載しておりますので、一つ一つの事業につきましては、本日は省略させていただきたいと思っております。

なお、来年度以降の計画となりますことから、予算や執行部の取り組み状況に応じた実施計画としておりますことから、毎年この3月での報告させていただいていることを御容赦いただきたいと思ひます。

以上、報告事項の説明は以上でござひます。御意見等よろしくお願ひいたします。

○委員長（堀口 晃君） ただいま、説明が簡単に終わりましたが、本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

今ここに資料としてあります中の、54ページまでござひますが、この全ての部分について質疑をさせてもらっても構ひませんか。

宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。この54ページに及ひます事業につきましては、そのそれぞれ担当課というところを書いてござひまして、それぞれの細かい事務事業の内容につきましてはそれぞれの担当課が実施しているところでござひますので、私どもではちょっと答えられない部分もあるかと思ひますので、この実施計画に关します考え方でござひましたら、私どものほうで御答えのほうをさせていただきたいと思ひます。

○委員長（堀口 晃君） はい、わかりました。本件について、何か質疑、御意見等ありますか。

○委員（中村和美君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 中村委員。

○委員（中村和美君） 今の32ページの生活交通確保維持の件、これは要望であります、年々高齢化して、年々孤立化するという状況でござひますので、大体、坂本とか、泉、東陽、

反対にいえば二見のほうもかもしれませんが、何人が、大体何年ぐらいは交通を利用するというのがですね、シミュレーションをある程度して、計画的にですね、やることではないだろうかなと。とってつけて予算つけたりとかじゃなくて、大体わかりますからね、人口がどのぐらいふえるか、どのぐらい減るか。また、今、交通体系、体制をどのようにとっているかというのは、専門ですのでわかると思いますので、それをですね、継続的に、計画的にやっていただくということをお願いします。

いかがでしょうかね。部長でも課長でも。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） それでは、課のほうでお答えさせていただきます。ただいまの御意見のとおり、継続して、計画的に進めてまいろうと考えてございます。

以上でございます。（委員中村和美君「よろしくをお願いします」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） ほか、ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。今、中村委員のおっしゃったとおりですね、ほんとに、先日も申しましたが、疲弊するばかりということを、現実として、そこら辺を直視してですね。それでも、どうにかしてですよ、人口をふやせんかなという夢はあるんですけど、現実を見ながらですよ、どげんかしてふやせるような施策をですよ、頑張って共有していただきたいというふうに思うと、ほんとに先日も言いましたが、現地に足をやっぱり運んでいただきたい。それが一番大事かなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

済みません、続けてよかですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、どうぞ。

○委員（亀田英雄君） さっきの数は何て言い

なつたですかね。数ばちょっと教えてください。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。済みません。

まずですね、この2ページ、3ページを済みません、御確認をいただければと思いますけれども、ここの表でですね、一番左側が総合計画で掲げます基本目標からスタートしておりまして、一番右側のところですね、具体的な施策が、113の具体的な施策をここには記載をさせていただいております。済みません。はい。（委員亀田英雄君「具体的には113」と呼ぶ）113でございます。

で、この事業の中身は、先ほど申し上げましたとおり、各課それぞれですね、取り組んでいるところではあるんですけども、214を抽出して、掲載をさせていただいております。はい。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 市長八策ていうとはどのように反映さるつとですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。今、抽出をしたというところで申し上げましたけれども、こちらの抽出に当たりましては、まず総合計画の重点施策であること、また、今御指摘ありました、地方創生の人口減少を捉えました、今地方創生ということで取り組まさせていただいておりますので、その地方創生に関連するもの。そして、市長八策に関連するものをですね、一応、事務方のほうで抽出いたしまして掲載をしております。で、どの事

業がどうかというのはですね、ちょっと済みません、あれなんです、はい、この抽出に当たってはそこも踏まえて214事業は選んでおります。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、私の話がちょっとあれだったのですが、1ページにピラミッドのあつじやなかですか。市長八策というとはこのどの辺にどげん入っていくとかというところがちょっとイメージの湧かぬもんですけ、その辺の何かあつとならですね、教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。まず、この実施計画と申しますのは、総合計画、こちらに本編を用意しておりますけれども、この総合計画というのは、いろんな取り組みの方向性を示したものでございますので、じゃあ実際、具体的な事業をどうするのかということをお示ししたのが、この実施計画というところでまず御理解をいただきたいと思います。

その中で、八策との関係になりますが、この実施をしていく事業の方向性といいますか、市政運営を図っていく上での方向性を示したのが市長八策になりますので、この実施計画を選ぶ際、ここにはちょっと、総合計画からスタートした計画づくりですので、八策のところを具体的には書いておりませんが、その実施計画として事業を取り組むに当たっては、その八策も踏まえた計画としているというところで御理解をいただければと思います。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今度八策の見直しの行われたちゅう話のあつたじやなかですか。その

辺がこれに関係してくつとかなという感じの…。だから、その辺がですたい、その辺ばちょっと話ばもう少し重ねてもらえんどかなと。

今回、突然、市長八策の見直しがあつたっていう。見直しがありましたよね。その辺の関連性のあつとか、なかつかという話ですたい。今度、2年間のあればしなつたでしょう。で、公約ば変えらすとですけ、何かこう。実際わかりやすくしたちゅう話ですばつて、その辺と何かリンクのあつとかなというふうに思ったもんですけ、今、質問をして、どのあたりの位置づけになつとですかつたいう話ばしてみたつて、その辺は何か関連性のあつとですか、今度変えらしたと。変えらしたちゅうか、体系を変えらした。

ちょっと質問が的を射ぬかもしれんですが、その辺のちょっと話ば重ねてもらえればと思いますが。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい。福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。今おっしゃっていただいたのは、市長八策と総合計画の関連性がどこに見出せるかということだつたと思いますが。総合計画は八代市が持ちます、最も範囲の広い、名前のとおり総合的な計画、私たちは最上位計画と呼んでますけれども、これが我々の行動範囲、つまり計画を立てるだけじゃなくて実施するということで非常に大事なところなんです。それを示したものが総合計画で、将来ビジョンということで基本構想の中に示しています。

市長八策については、現時点で市長が重要だと思ふ施策を打ち出して、組織内で浸透して、それを活用していくというものであります。ですから、市長八策が総合計画の外に逸脱することはまずないというふうに考えております。総合計画の考え方、範疇の中に市長八策は

入ってくるというふうに考えております。

それをより具体的に、何をやるかということ
をわかりやすくするという組みかえを今度させ
ていただいたということですので、農業振興、
それから、何ですか、前の言葉を忘れた……。
ああ、農林水産業の振興、地域振興、環境対策、
そういったもろもろの言葉で言っていたものを、
何のためにどうしますということを組みかえさ
せていただいたということが主でございますの
で、総合計画の中に当然入って、八策は実施さ
れていく。そして、そこの重要度合いというか、
その緊急度合いというのは、実施計画の中では
やっぱり上がってきているということになりま
す。

部品として組み立てられているということでは
ございません。考え方を共有して、実施に向
けて、現状に合わせて動いているということ
です。はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） だけん、商工政策は頭
出しのなかごととなつとつと。という、委員長の
代弁ばちょっとしてみたつたですが。（笑声）

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） 商工という言
言葉を今度は、商工をするのは一体何のためにあ
るか、そこまでさかのぼったときに、経済の
浮揚と雇用、にぎわいの創出、こういうものを
共有できるということと言葉を変えさせていた
だいたと。商工という一つの部門だけに限った
ことではなくて、これは八代地域の経済の浮揚
や雇用、にぎわいの創出につながるんだという
考え方を示したものだということです。ですから、
商工がなくなったわけではございません。

○委員（亀田英雄君） はい、済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） ちょっと意地悪な言い
方をして申しわけないです。（企画振興部長福

永知規君「いえいえ」と呼ぶ）

結局、頭出し、わかりにくかつたよね、
話の、それに当たつとる人たちはようわかつと
でしょうが。結局、頭がなくなったちゅう話で
ですよ、それに入つととでしょうって話ですが、
わかりにくかもんですけん、こげんした話ばし
とつた。もうちょっと、何かこう、わから
ぬとが悪かつか、わかりにくかたが……。どっ
ちが悪かつかですが、もう少しわかりやすくで
すね、何かでけんもんかなと思うんですよ。だ
けん、質問ば重ぬつとですが、できればわかり
やすく。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興
部長。

○企画振興部長（福永知規君） おっしゃると
おりだと思います。国のほうが今、人口減少、
それに対して全国的に取り組みを強めたいとい
う思いで、今、総合戦略というのをです、政
策的に進めている。それに呼応して、地方のほ
とんどが総合戦略に基づいた施策を今打ち出し
てきていると。それには当然、国のほうからの
資金というのもついているというのが、ここ近
々に変化が起きてきたところです。

ですから、私たちはそれを逃すことなく、や
っぱりつかまえるということが重要だと考えて
ますし、それが地域の進める方向と合致してい
るということはもちろん当然確認の上でですけ
ども、それを進めていくということになります。

国のほうも、その辺はちょっと心配という
か、我々は総合計画を持っているのに、また総
合戦略をつくるのかという問いかけが地方から
国のほうには相当行っているということに対し
ては、お答えはですね、ちょっと文面を持っ
てきてないんですけど、総合戦略と総合計画は違
うものでありますとお答えされてます。違うも
の。（「違うの」と呼ぶ者あり）ただし、総合
戦略の中身が総合計画とちゃんとオーバーラッ

プしている、これは、何ですか、国のほうからですね、そうであってはならないとか、そういうことではないよと。つまり、オーバーラップするということを国のほうも当然意識した上で総合戦略の策定を地方のほうに呼びかけているということです。

じゃあ、政権かわったらまたという話はあるかもしれませんが、現時点で私たちが最も市の発展のために使える資金を獲得するため、あるいは我々のやろうとしていること、今、加速化交付金という名前になってますけど、加速化させるためには、この方法を使うということをきっちりこの総合計画の中にも入れ込んで、この実施計画のほうにも反映させていくということです。

ですから現状、総合計画をつくった10年前と変わらないところももちろんございますけれども、状況によって変化しているところには柔軟に対応させていく。それが、3段階に総合計画ができていく意味だというふうに捉えています。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何となくわかったような気がします。わからぬ……。

ちょっともう一つ、これが変わってきた部分というのは何かありますか。（「変わった部分」と呼ぶ者あり）

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） それでは、昨年度の計画から少し変わったところを説明をさせていただきますと、例えば、済みません、7ページを御確認いただけますでしょうか。

下から2段目に、結婚活動応援事業というのを、私どもの施策として取り組んでおりますの

で、今後、これは去年度から始めまして、また来年度も引き続きやりたいということで、定住化の促進、人口減少に少しでもというところで取り組みをスタートしておりますので、去年は書いておりませんでした、記載のほうをさせていただきます。

それから、私どもの宣伝ばかりして申しわけないんです、26ページを、済みません、見ていただきますと、26ページの下から4段目、5段目、これがですね、定住促進対策事業と申しまして、こちらに記載をしておりますとおりですね、定住対策のほうを進めさせていただこうというところで記載をしていると。あと、下の空き家バンク事業、これも、たしか今年度から記載をした新規事業ではなかったかと思えます。

こういった、今、御指摘が冒頭ありました人口減少、そういったものへの施策ということで新たに取り組ませていただいている部分は記載のほうをさせていただきます。

以上、簡単ではございますけども、幾つかかいつまんで説明させていただきました。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） もうよかです。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） それと、済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。例えば、きょう、今年度で終了予定をしております学校耐震ですとかですね、そういったものについては、もう当然この中から消えておりますので。それはもう、前回策定しておりますことと見比べていただけるとすぐわかるかなと思います。

済みません、補足でございます。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございません

か。

はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。5カ年で取り組む施策ということで5章までつくってありますけど、大きな項目でいけば、4で計画推進の方策ということで、新しいのができているような……。これ、もともとありましたっけ、この項。

○委員長（堀口 晃君） 何ページ。

○委員（堀 徹男君） 51ページですね。

○委員長（堀口 晃君） 51ページ。

○委員（堀 徹男君） 前の計画にも載ってましたっけ。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。前回策定いたしましたもので、今手元にありますけども、48ページからですね、計画の推進の方策ということで、はい、記載のほうはさせていただいてございます。（委員堀徹男君「ああ、そうですか」と呼ぶ）はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） いや、住民自治の推進が、もともとどこかの章に位置づけられたような気がしたもんですから、前の計画だとですね。以前いただいたやつではもう既に、54ページにあるような、何ですか、計画推進の方策のほうに移動してありましたっけ。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。こちらがですね、第2章の協働によるまちづくりの推進ということで、前回計画でも同じところ、第2章のですね、協働によるまちづくりの推進に住民自治事業は記載させていただいております。

今回、こちらの分が減ってるんですが、こっ

ちは、10周年記念事業とかですね、国勢調査事業、こういったものが完了しておりますのでボリュームとしては減っておりますけども、はい、以前からこの場所に記載をさせていただいております。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。先ほど、福永部長さんからもありましたように、この計画というのは、市の基本的なよりどころとなる取り扱いかなというふうに以前から認識してるところですけども、たしか法改正があつて、以前から自治体、必ずこれは義務づけられてたんだけど、もうそれぞれでいいよというふうな形になってきているかと思います。

ひところ総花的だとやゆされてた時期もありますけれども、本市は、私の評価としては、非常に熱心に、一生懸命、全般的に取り組んでいるなというふうには思うところでございますが、今回、2カ年分のローリングということに当たりましては、もちろん行政の内部のことではございますので各部署で十分積み上げられてきたことかと思うんですが、市民の意向とか市民の声っていうのはどういう形で反映されていらっしゃるか、その過程、プロセスがあればお示しいただければと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） 確認ですですが、それは、今の計画でございますか、それとも次期計画についてですか。

○委員（西濱和博君） 済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。今回、こういうふうに示してありましたけれども、次の計画に向けての準備の中での。済みません、ちょっと言葉足らずで。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。今、委員から御指摘のとおりですね、地方自治法改正が平成23年5月2日にございまして、地方自治法第2条4項に基づきまして、この総合計画というのはつくってありましたけれども、これが削除ということになっております。これはつくらなくていいという意味ではなくて、この策定に当たっては、それぞれの自治体の自主性にお任せするという、まさに今、委員の御指摘のとおりでございまして、それに伴いまして、28年度予算といたしまして、760万円、仮称でございまして次期総合計画策定ということで予算のほうをお願いをしております。

内容といたしましては、市民の意識調査ということと、あと地域別ワークショップ、それから各団体のヒアリングなども行わせていただきたいと思いますので、そういったところで、まずは準備をさせていただいて、再来年度、29年度には、もう少し……。ちょっとまだそこまで、この総合計画を策定するときには委員会を策定しまして、一般の方が委員として参加いただきまして策定しますので、そのプロセスをまだお示しできるところにはありませんけれども、準備段階からそういったことは進めてまいろうと、かように考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。

これまで、29年度まででございますけれども、しっかり検証した上ですね、地方創生の

考え方も十分踏まえて、次に市民に夢を抱かせられるような、期待ができるような計画づくりに取り組みいただければという期待を込めてから意見とさせていただきます。頑張ってください。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。この重点施策の中に二重丸、より力を入れていくというようなお話でしたけど、この二重丸がついてる部分というのは、それぞれの部が決めるのか。課も入ってはいるんでしょうけれども、それぞれの部長さん方のいろんな会議の中で決めていかれるのか、それとも市長がトップダウンして決めていかれるのか、そこのところはちょっとどういうふうな形で決められるのか、お聞かせ願いたいんですが。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 済みません。失礼しました。宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 後期基本計画を策定する際にですね、重点施策というのを、実はこのときにつくっているところでございます。今、その策定の重点施策の位置づけなんですけれども、実際は今おっしゃったとおり2方向ございまして、事務方のほうですね、これは重点的に取り組んでいきたいんだというものを提案もしていきますし、市長として、トップといいますか、幹部のほうですね、こういったものを重点施策として取り組みたいという思いを合致させたものというところで御理解をいただければと思います。それぞれの思いが入って、この計画策定の際には、重点施策を決めたというところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。この二重丸がついてる部分は、より重点的にというところだと思うんですが、この二重丸がついてる部分というところも、そういう考えでよろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） 宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。この後期基本計画を策定いたします際にですね、その基本目標ごとに、この具体的な施策のところに重点施策というのを既に決めておりましたので、これが25年度からの計画になりますので、その25年のころにこれをやりたいというところで、あらかじめ決めていたというところでございます。計画的に推進していこうということで、この基本目標ごとにこういったところはちょっと5年間はしっかりやっていきたいというところを決めたというところでございます。はい。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） で、特にこの二重丸部分からというようなことで、そういうふうな捉え方でよろしいですか。例えば、この二重丸がついてる部分に対してはどんなふうに重点をよりかけていくのかと。要するに、予算をかけるのか、人を入れていくのかとか、そういうところを、具体的なところでもいいですけど、もしあればですね。計画があれば。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。優劣というのはなかなかつけにくいのかなと。今、このころには地方創生といった動きというのはありませんでしたので、あくまでも計画を策定したときに、この総合計画におけます後期基本計画の中で、こういったところは忘れずにといいますか、しっかりこう取り組んで。全てが大事ななのでですね、その中

で、あえて、重点的にやるとすればというようなところで書いておりますので、できるだけそういう予算であったり人であったり、かけたいというところの思いは入っております、実際、そのとおりやってるかと言われるとですね、ちょっとここはまた評価をちょっとやってみないとわからないんですけども。

それぞれ重点施策として書いたものについてはその部、課、やっぱり中心に据えてですね、取り組んでいただいているというふうに考えております。

○委員長（堀口 晃君） 多分、前川委員おっしゃるのは、二重丸がついてるところと、ついてないところの違いは何なのかというところをお聞きしたいんだろうと。ついてないところと、ついてる、二重丸がついてる場所の明確な違いというのは、同じ事業がある中においても二重丸があるのは、どういうふうなことで重点的にやっていくのか。この違いという部分が明確にあるのかという、多分、御質問だろうと思うんですけども。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。済みません。

○委員（前川祥子君） はい。委員長、代弁していただきまして。（笑声）はい、そういうところですね。

要するに、ちょっとこの濃淡がですね、よくわかりづらくてですね。せっかくここまで重点施策出されて、二重丸までつけられて、ここは力入れていきますというところまでわかったんですけども、実際、じゃあ、ここのところをどんなふうな形で反映させていくというか、さっき言いましたように、具体的に言ったら、予算をかけるのか、人を入れるのかというところで、やっぱり力を入れている部分というのはわかってくると思うんですよね。

だから、理想じゃなくてですね、実際、これ

は実施計画ですから、全体を網羅されての説明ですから、全てのことはこうしますということをおっしゃれないとは思いますが、もうちょっと、実施ですから具体的にちょっと説明していただければなど、なぜここがかなり強く出されたのかということをお答えができればよろしいです。

○企画振興部長（福永知規君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。まず、私たちが取り組むべき事業というのは相当広範囲ということで、最初申し上げたとおりです。

こういうふうにまとめる一つの意義としましてはですね、この計画を進めるに当たって、どういう考え方を持っていくかということを経営するということが非常に重要なことになってまいります。こうやって説明をさせていただき、それから組織内で職員一人一人が、我々の重要とするものは何なのかということを日々意識していただくために、こういうのはきちんと重点だよと示させていただいています。

結果として、おっしゃったように、予算づけをする、あるいは人員配置をするときには、これは重点事業であるということが、組織内、あるいは市民との間で共有されておればですね、当然、その進捗が進むように、あるいは、より強力な推進体制をそろえるなりというのはされてきていると思います。例えばフードバレーの例を持ち出すまでもなくですけども。

そういう総花的になるんじゃないかという、さっき言葉がありましたけども、その中でも我々は、この計画を進めるに当たって、どこにポイントを置いているか、これを共有するために、こういう仕組みを使わせていただいているということです。

場面場面で、だから重点のやり方というのは変わってくると思いますけども。要望にちゃ

んと入れるとかですね、我々の関係性、つまり国や県との関係性を強めるに当たって、この点が我々が大事と思っていることなんですと相手に伝えるところですね、そういったことで重点の度合いを強めていく。そのもとになる考え方を示しているということです。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） 多分、なかなかですね、心に響くところまで説明は難しいかとは思いますが、ただ、これはですね、やっぱり自治体の色を出すところだと思うんですよね。特色ですよね。だから、八代市は、重点施策がこれで、その中でもこのところに力を入れていきたいということだと、そういうふうには理解はしておりますけども、あえてさせていただいたのは、実施計画なので、実際にどういうふうを考えていらっしゃるのかと、一体それはどこで考えてまとめられたものなのかというところをちょっと、もっと突き詰めてお聞かせいただきたかったものですから、質問させていただきました。

どこの自治体もそうでしょうけど、人口増、そのためには、やっぱり経済の浮揚というところが一番だと思います。多分それが一番の観点で、こういうところを本市は重点的にという、これが全体的に相互作用で上がってくればというふうには私自身はそう捉えましたので、はい、一応理解はいたしました。ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 済みません、もう一点お尋ねなんですけども。

まさしく、この総合計画、市の政策に関連する事務だというふうに思っております。以前、私も一般質問で、各自治体、人員が少なくなっていく行革の中にあっても、人は減っても政策

機能を各部署に設置すべきではないかということで提案させていただいていた経緯がございます。とおおむねどの部署にも政策課という名前がつく部署を設けていただいているところなんです。まさに次期の大きな計画づくりに向けてですね、各部署の政策課、そしてまた、本年度から政策調整審議員さんを設置なされましたけれども、政策会議も、また、委員会も設けられるんでしょうけれども、政策課の機能、それから政調に期待するものとしてはどういったお考えか、ちょっともしよろしければお聞きしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。今、お尋ねの政策調整審議員、それから政策担当課というのを設置させていただいておりますが、市としての総体としてですが、やはり目的を達成するために効率的なものになっていかなければならないということです。

まず、そのためにはですね、目的がしっかり明確に掲げられていること。我々、こういうことについては、そういうことを念頭に置かせていただけてますけど。それと、実施機関について。それが、さっき少し述べましたが、職員一人一人にしっかり浸透していくというのは、とても大事なことなんです。

ですから、政調というのは、縦割の中でも横方向の展開を期待しているところですし、政策課が置かれているということは、我々は何の目的を持ってこれをやっているかということですね、職員が、やらされ感でやるのではなくて、自分の目的としてそれをやっていくという姿勢を打ち出していく、それがとても大事だということで、今、目標管理というものも入れさせていただけてますけども、先ほどおっしゃっていた、少なくなった職員の中でも業績を上げていくことのためには、やはり、一人一人がより

能動的に動けるような仕組みをつくっていく。そのためのこれはチャレンジなんで、そのほうに100%、今、行っているかというはまだ途中なんですけど、それを、今言いましたような1つの組織として非常に目的を明確に把握しつつ、きちんと自分で行動ができていく、そういったものをイメージをより具体化するために、そういうのを置かせていただいています。

ですから、日々の今おっしゃっていただいたようなこういうやりとり、あるいは部から伝達すること、あるいは市長からのトップダウンのお話、そういった情報のやりとりが重要になってくる。ベースはそこにあると。

今後そのやり方はですね、強めていって、これは八代市だけではなくて全自治体で取り組んでらっしゃると思いますけども、そういったところもきちんと参考にしながら、職員のレベルをアップするなり、生産性の高い職員でもって構成された非常に目的達成に実効力のある組織というのを目指しているというところの一つだと。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。大いに期待していますので頑張ってください。ありがとうございました。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 委員長、済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。先ほど説明の中で1つ間違った数字を言っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

この案の中には213事業掲載してますと申しましたが、私が1つ失念しておりまして、2

14の間違いでございます。済みません。失礼しました。

○委員長（堀口 晃君） はい、以上で質疑を終了したいと思います。

八代市総合計画（後期基本計画）平成28～29年度実施計画についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（平成28年4月1日付組織再編について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、行財政の運営に関する諸問題の調査に関して3件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それではまず、平成28年4月1日付組織再編についてをお願いいたします。

○企画振興部長（福永知規君） 委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、福永企画振興部長。

○企画振興部長（福永知規君） はい。引き続きまして企画振興部から、平成28年4月1日付組織再編について、宮川企画政策課長のほうから報告をいたさせます。よろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川企画政策課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） 済みません、企画政策課でございます。引き続きまして説明のほうをさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

お手元には、標題に平成28年4月1日付組織再編についてという資料を御準備いただければと思います。

読ませていただきます。

組織再編の狙いということで、市長による広聴広報の充実を図るため、秘書機能と広報機能を一体化、総務部長が平成27年度の総括と28年度に向けてという中でスポークスマン的な役割と表現された部分でございます。一体化

を図り、秘書広報課を設置する予定としております。

2点目、新庁舎建設に向けた取り組みを着実に推進するため、係相当組織でございます新庁舎建設準備室を課に再編し、新庁舎建設課を設置いたします。こちらにつきましては、環境センター建設課と同様にですね、具体的に取り組みを進めるために課というような組織にさせていただきたいと思っております。

3点目、本市の主要施策でございますフードバレーの推進のために、フードバレー推進課の組織を1係体制から2係体制に移行したいというところでございます。

2点目、組織再編の内容でございます。

秘書広報課の設置でございますが、現行の部分と、それと再編後ということで、秘書課と広報広聴課が1つの課になるというところでございます。

ちなみに、今、広報課のほうで所管しておりますケーブル事業が抜けまして、情報政策課のほうに移行するというところで、この2つの課を1つに統合するというところでございます。

2点目、新庁舎建設課の設置ということで、現行から再編後ということで、課への昇格、1係ということで考えております。

1ページおめくりいただきますと、フードバレー推進課の2係体制移行ということで、現在フードバレー推進課の中にはフードバレー推進係というのがございますけれども、こちらをですね、流通企画係、それからマーケティング戦略係、この2係にしたいと思っております。

流通企画係につきましては、輸入促進、それから国内の販路拡大、そういった業務を担う予定としております。

マーケティング戦略係につきましては、6次産業化、農商工連携といった業務を担う予定としてございます。

部、課の総数でございますけれども、現行、

9部62課159係でございますが、再編後は、記載のとおり9部62課160係というところになってございます。

それから、参考といたしまして、新しくなった場合、新しく再編いたしました本市の機構図のほうを添付をさせていただいておりますので、これはまた御確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。御意見等よろしくをお願いします。

○委員長（堀口 晃君） はい。以上説明がありました。本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。フードバレー推進課が2つの係になりましたけど、これ、それぞれ何名ずつというのはもうわかっていますか、配置の人数は。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。済みません、組織だけの説明で本日は終わらせていただきたいと思います。

（委員前川祥子君「ああ、そうですか」と呼ぶ）ちょっと人員の配置につきましては、ちょっとまだ公表できるところではないかと思えます。申しわけございません。

○委員長（堀口 晃君） はい、前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。先走りまして済みません。ありがとうございます。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 同じくフードバレー推進ですけども、常々思っていたんですけども、フードバレー、打ち上げたばかりでは到底これは失敗するだろうと思っておったんですけども、流通企画係をつくったということは非常に成功に近づいているなというのを感じております。

このために必要なですね、やっぱり予算確保、きょうは財政のほうの財務部長、来とらぬから、聞いておられればいいかなと思うんですけども、くれぐれもですね、流通企画という場合は、相当の旅費等が必要になりますので、その辺の予算措置というのをですね、しっかりした形でつけてほしいというのを要望しておきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。今の予算面のところでいきますと、今、地方創生の関係の交付金関係ですね、これにつきまして、フードバレー課では積極的に活用いただいておりますので、そういった、市単独費のみならず、国の施策もとらまえて有利な財源等を確保したいと、かように考えてございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） 県も県南のフードバレー構想ちゅうので力を入れておりますので、市も県の方針を裏切らぬごとですね、いい考えじゃないかと思えますので、精いっぱい担当者は、今、鈴木田委員も言いましたけど、ぶらぶらせずに徹底的にやっていただくことを希望します。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。はい。

ほか、ございませんか。

○委員（亀田英雄君） よろしいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 先ほど部長の話もあったんですが、この総合計画、実施計画をですたい、庁舎でやっぱり、職員で共有することが大事だという話があったと思うとですよ。全くそのとおりだと思うんですよ。組織再編を機会にですよ、そのような話も職員にしてい

て、この計画を着実に実行するんだよというようなことをですね、改めて確認していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、よろしいですか。はい。

では西濱委員。

○委員（西濱和博君） 組織再編、今回、3つの部署の再編の御報告かと思うんですけども、それぞれの自治体でいろいろな課をつくる場合とか、係を設ける場合のルールというのが内規的にあるのかと思うんですけども、他の自治体でもよく聞くことなんですけども、課をつくる場合は5名以上とかですね、そういった物理的な課題と向き合うことがよくあるんですけども、本市あたりも部下を持たない係というのも結構ございまして、そのときそのときの時代の要請に応じて対応していくというのが行政の柔軟なあり方かというふうに私も思うところでございます。

したがいまして、例えば、八代市においてももしそういうのがあるとするならば、それを、どうのこうの言うことではないんですけども、フレキシブルにですね、考えていくという視点も大事ななというふうに思うところがございます。

数字は結構なんですけど、その点について何かお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川武晴君） はい。今のまさに御指摘のところは、前回、平成27年度4月1日から現行組織になっておりますけれども、この際には、大変、大幅に部の入れかえをしたりとかですね、課の部を入れかえたりという検討をさせていただいております。この際、基本的には簡素で効率的な組織を目指そうという中で、市民サービスの向上を図りたいという思いから組織再編に取り

組んだところでございます。

今、御指摘のとおり、それぞれ課としてどれだけの人員なのか、係としてどれだけの人員が必要かというのは、やっぱり私ども再編するときには一定の基準が必要かなというところですね、そこは内規的に、一応検討を進める中で、一応ある数字を置いて、検討は進めてきました。ただ、今、その基準から外れているというところでございますと、フードバレー課は1係だったんですけども、課として設置をさせていただいておりますし、今回の庁舎あたりもですね、1係なんですけども課として昇格——昇格と言いますか、課として組織強化を図らせていただいているというところがありますので、御指摘のとおり、その時代の要請に応じて、私どものほうも組織については対応させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。ありがとうございます。コンプリートされたことでなくてですね、そのときそのとき考え、実情に合って。物すごく重大なことだと思いますので、安心しました。

あと、もう一点お尋ねしたいことがあるんですけど。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） 今回ではなく、今後ということでですね、前年度、本年度の当初の再編の中で、新しく再編する、で、今現在設置してある課のあり方についてもどうかという検証をですね、不断に行っていらっしゃるというふうに思うんですけども、少し、定義といいますか、御提案させていただきたいのは、政策課の中で支所との関係がある仕事がございますけれども、実務的に、事業を実施する部署との連携というのが本庁でも非常に必要になってくる場面というのが非常に多いんじゃないかなというような気がして見ております。

したがいまして、1年間、2年間、そのあり方を見つめられた中でですね、1年前につくってまた変えるのかというような評価でなく、実情に応じてどう考えていくかということの課題もある部署も、もしかしたらあるのではないかなという気がいたしますので、引き続きですね、そういうところがあれば、御検討を続けていただければというふうに思います。

○委員長（堀口 晃君） はい、宮川課長。

○企画政策課長（政策審議監担当兼務）（宮川 武晴君） はい。御要望ということでしたけど、ちょっと取り組み状況を御紹介させていただきますと、先ほど申し上げましたとおり、今年度から新たな組織体制ということで、御指摘のとおり、政策課というところから、地域事務所のほうがですね、建設、農林、福祉と、それぞれ出先として政策課にぶら下がってきている状況でございます。

組織的にはそうだけれども、今、御指摘のところは、実態的な業務として、本庁のそれぞれの課がそれぞれ業務としてあるだろうということからの御意見だと思いますので、実は、組織再編後、各支所を回りまして、それぞれヒアリングなどを実施をしておりますので、その点、御指摘のとおり、不斷の努力と見直しということはやっていきたいと考えております。

ただ、支所につきましては、地域振興の拠点、防災の拠点と位置づけておりますので、その役割を損なうことなく、また検討のほうはさせていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。課題を認識なさっての取り組みだということをお聞かせいただきまして、少し安心しました。今後、総合的です、支所の地域の意見も十分踏まえた中で、本庁とのかかわり、さらなる御検討を進めていただければと思います。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

はい。なければ、以上で、平成28年4月1日付組織編成についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて）

○委員長（堀口 晃君） 次に、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについてを議題とし、説明を求めます。

はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はお世話になります。

市民環境部のほうから、所管事務調査として、本日は2点、お世話になります。

まず、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しにつきまして、人権政策課の濱田課長より、2点目のコミュニティセンター施設の一部管理業務委託につきまして、市民活動政策課の久木田課長より報告させますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（堀口 晃君） はい、濱田人権政策課長。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（濱田大祐君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人権政策課の濱田でございます。

私のほうから、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについて御説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、お手元の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

八代地域人権オンブズパーソン制度の見直し

についてでございますが、1、八代地域人権オンブズパーソン制度の設置経緯について、まず御説明をさせていただきます。

(1) 八代地域人権教育のための推進会議についてでございますが、①平成11年5月31日に八代市、氷川町、八代市教育委員会、氷川町教育委員会、部落解放同盟八代支部、八代地区人権同和教育研究協議会、八代学校人権同和教育連絡協議会等を構成員といたしまして、八代地域が連携して人権教育の推進を図ることを目的として設置したものでございます。

お手元の資料の16ページをごらんいただきたいと思います。

16ページのほうに、八代地域人権教育のための推進会議の組織図をお示しさせていただいております。左のほうに推進本部というのがございます。八代市長を会長といたしまして、以下の構成メンバーとなっております。

右側の17ページは、平成27年度の推進本部の具体的なメンバーということになっているところでございます。

それでは、済みませんけれども、1ページにお戻りいただきたいと思います。

続きまして、(2)でございますが、八代地域行動計画について、御説明をさせていただきます。

①平成11年10月に、八代地域人権教育のための推進会議において、八代地域行動計画を策定いたしております。

②平成9年7月に政府の人権教育のための国連10年推進本部が国内行動計画を、平成11年1月に熊本県が熊本県行動計画を策定いたしております。

続きまして(3)八代地域人権オンブズパーソン制度の設置経緯についてでございますが、①上記八代地域行動計画の中に、相談機能の充実、八代人権オンブズパーソン(仮称)の設置がうたわれているところでございます。

②平成23年12月に推進会議内に人権オンブズパーソンワーキングチーム会議が設置されております。

③平成24年4月1日に、八代地域人権オンブズパーソンが発足いたしております。オンブズパーソン3名、調査相談専門員1名、事務局は八代市人権政策課となっております。

続きまして、2、制度の見直しの経緯についてでございますが、(1)見直しの契機について、①平成24年4月17日に、八代地域人権オンブズパーソンが海士江第一町内会の案件を取り上げ、その後、調査を行っております。②平成25年3月28日に、上記海士江第一町内の市政協力員に対し、是正等要望書が出されております。これらのことが課題となったところでございます。

次に、(2)市議会での一般質問及び陳情についてでございますが、①平成25年度及び26年度の市議会において一般質問がなされております。②平成26年度においては陳情が提出され、市議会で審議が行われております。陳情第3号・八代地域人権オンブズパーソン制度休止問題については、平成26年12月11日に審議未了となっております。陳情第6号・八代地域人権オンブズパーソン制度に係る抜本的見直しについては、平成27年7月8日採択となっております。陳情第7号・八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについては、平成27年7月8日採択になりました。陳情第8号・八代地域人権オンブズパーソン制度の早期再開については、平成26年12月11日に審議未了となっております。

続きまして、次のページ、2ページでございますが、(3)平成26年度の推進会議総会での決定についてでございます。

①平成26年5月7日に八代地域人権教育のための推進会議総会を開催し、議決事項として、人権オンブズパーソン制度について見直しを図

ること、今後、弁護士等の法律の専門家も交えて慎重に見直し、検討を行う。ワーキングチームを立ち上げ、制度の成果と課題を明らかにし、条例化も念頭に、早期の再開を目指すことが決定されております。

(4) 平成26年度の検討についてでございますが、①平成26年8月19日に推進会議内にワーキングチーム会議を立ち上げ、8月から翌年3月まで8回の検討を行っております。詳細は、別紙、検討結果報告書のとおりとなっております。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページに、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議報告書をつけさせていただいております。

4ページをごらんいただきたいと思います。この報告書の概要をかいつまんで御説明をさせていただきます。

4ページには、1、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しの経緯を記しております。

(1) 八代地域人権オンブズパーソン制度は平成24年度推進会議の附属機関として設置されたとなっております、以下、その経緯を記しているところでございます。

右側の5ページの(2)では、平成24年4月から平成26年3月までの2年間の任期中に人権案件4件を受理し、うち1件を調整、また、相談案件16件を受理し、うち9件を調整していることとなっております。

(3)では、市議会の一般質問の内容を記しております。

(4)は、平成26年8月、推進会議の幹事会に、八代地域人権オンブズパーソン制度見直しのためのワーキングチーム会議を設置した記録でございます。

(5)では、ワーキングチーム会議の会議開催状況を記しております。

次の6ページをごらんいただきたいと思います。

2、ワーキングチームにおける現行制度検討の成果と課題等についてまとめております。

8ページを、——済みません、6ページのところには、まず成果を記しております。下のほうに参りまして、課題をまとめているところでございます。詳しい説明は割愛させていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの中ほどに、3、今後の方向性(3案)及び方針についてまとめております。この部分を読ませていただきます。

以上のように成果と課題を抽出し、ワーキングチーム会議で検討を行った。その結果、現行制度の抱える課題の要因は、根拠法令に基づいて設置されたものではないことに起因するという結論に達した。

つまり、現行の人権オンブズパーソン制度は、条例で規定された行政の附属機関ではなく、任意の団体の附属機関であるため、法的には権限がないこと、また、推進会議で定めた八代地域人権オンブズパーソン設置要綱にも法的な不備があること、さらに、この設置要綱にのっとり行う行為は責任の所在が不明確であることなどから、人権オンブズパーソン制度の見直しについては、現行制度を廃止した上で、市長の責任において実施する別表の3案(A案、B案、C案)を提案することとする。

ただし、この3案については、ワーキングチームでは優先順位をつけるものではない。市町で事業化する際には、細部については、各々の自治体の状況に応じて検討する必要があることは言うまでもないという結論に至っております。

下のほうに、A案、B案、C案を書いておりますが、次の10ページで詳しく御説明を申し上げたいと思います。

10ページをごらんいただきたいと思います。

今後の方向性、3案としまして、まず、一番左側にA案、相談員制度の充実でございますが、主な点を御説明申し上げます。

①概要の部分ですけれども、外部の相談窓口との連携強化。法務局、人権擁護員、警察等、外部の相談窓口と緊密に連携し、情報の共有、案件の解決に当たる。②相談業務の総合窓口化、どの窓口でも相談内容に対する最適な相談窓口、担当へ案内する。また、必要に応じて、複数の相談員が協力して対応するものでございます。現行の相談員を活用し、連携強化を図ることで、相談機能の充実させるというものでございます。

次に、中ほどの右側のB案、相談業務の機能強化についてでございますが、①と②は先ほどのA案と同様でございます。

⑥をごらんいただきたいと思います。弁護士を活用する。法律の専門家である弁護士を相談員として活用することにより相談者の信頼を得ることができ、調停や裁判のやり方等についても助言をもらうこと等のメリットが出てくることとなります。

⑦心理カウンセラーの配置。相談内容の解決をサポートできる心理カウンセラーを配置する。心理カウンセラーの配置により、相談者の心のケアができ、安定して解決に向けた相談を進めることができることとなります。

以上がB案の相談業務の機能強化案でございます。

続きまして、右側のC案、新たな人権オンブズパーソン制度の創設でございますが、①市または町の附属機関として条例化して設置する。②対応する案件を限定する。③弁護士、学識経験者等を配し、中立公正な第三者機関として位置づける。④議会の承認、設置、人選。⑥心理カウンセラーの配置等でございます。新たな人権オンブズパーソン制度の設置という内容でございます。

以上がワーキングチーム会議でまとめた検討

結果でございます。

済みませんが、2ページにお戻りいただきたいと思います。

2ページの(5)でございます。平成27年度の推進会議総会についてでございますが、①平成27年5月25日に八代地域人権教育のための推進会議総会を開催しまして、②報告事項として、人権オンブズパーソン制度の見直しについて、ワーキングチーム会議検討結果について、先ほどの報告書をもって報告がなされ、幹事会でのワーキングチーム会議報告に対する検討結果について、ワーキングチーム会議の検討結果をもとに、さらに総会への提案の仕方について検討する必要があるとの報告がなされております。

次に(6)平成27年度の検討について。①事前協議を9月から11月まで6回、運動団体、八代市、氷川町によって実施しております。このときには、14ページの臨時総会資料につけております見直しのポイントの資料をもって協議をいたしております。

14ページをごらんいただきたいと思います。

14ページに、八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しのポイント(参考資料)としまして、この資料をもって協議をしたところでございますが、1、今後の方向性、2、制度見直しのポイントでは、(1)これまでの制度に不足するポイントの整備等を上げております。

(2)では、改善するポイントの整理等を上げまして協議をなしたところでございます。詳しい説明は割愛させていただきます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

2ページの(6)でございます。(6)の②でございますが、平成28年1月19日に、八代地域人権教育のための推進会議事務局会を開催しております。議案としては、先ほどのB案を市長へ提案するを提案したところですが、B案またはC案を市長へ提案するという結論にな

っております。

③平成28年1月25日には、八代地域人権教育のための推進会議幹事会を開催しまして、議案として、B案またはC案を市長へ提案するを提案いたしまして、B案またはC案を市長へ提案するという結論になっております。

④平成28年2月5日に、八代地域人権教育のための推進会議臨時総会を開催いたしまして、議案として、B案またはC案を市長へ提案するを提案しまして、B案、相談業務の機能強化案を市長へ提案するという決定になったところでございます。

続きまして、(7)推進会議から市長への提案についてでございますが、①平成28年2月8日に、推進会議から八代市と氷川町へ相談業務の機能強化案が提案されております。

続きまして、(8)市議会への報告についてでございますが、①平成28年2月15日に市議会へ請願陳情処理状況報告書を提出しまして、以上の状況の概要を報告いたしましたところでございます。

最後に3、今後の予定についてでございますが、今後、本市においては、推進会議から提案されたB案、相談業務の機能強化案について検討を進めていく予定でございます。

以上、八代地域人権オンブズパーソンの見直しについての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長(堀口 晃君) はい。ただいま説明が終わりました。本件について何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員(亀田英雄君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) はい。何かいつも腫れもんにはさわるごた話になっていくとが、ちょっと何とも理解しがたことなんです、もともとですよ、いろんな何か話が、違うところへ話が行ってるような気がしてならぬとですたい、今

聞いてとって。

もともと、こんオンブズパーソンというとは、1ページの真ん中のところにあつとですが、3の3、平成20年4月1日にオンブズパーソンが発足したって、何か人ごつんごと書いてあつとですばってんが、これは誰がつくったつてすかね。責任の所在というところが、ここにわからぬもんだけん、がたがたすつとじゃなかろうかという気のせぬでもなかですばってん。発足したという、人ごつんごと書いてあつとですばってん、もともとはどなたがつくったつてすか。

○委員長(堀口 晃君) 濱田人権政策課長。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)

(濱田大祐君) はい。八代地域人権教育のための推進会議がつくったというところでございます。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) それはどこに主体のあつとですか。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)

(濱田大祐君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、濱田人権政策課長。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)

(濱田大祐君) それが、先ほど御説明申し上げました、推進会議の構成団体等が幾つかございますが、構成員をもった推進会議の総意としてつくられたというところでございます。

○委員(亀田英雄君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 八代市はどんな関与の仕方をしよなつとですか、行政として。

○委員長(堀口 晃君) はい、濱田人権政策課長。

○人権政策課長(人権啓発センター所長兼務)

(濱田大祐君) 八代市は、行政の立場としまして、この推進会議の構成員の一つでございますが、行政としての役割をです、責務を果た

すために取り組んでいるところでございます。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何か、もうちょっと丁寧に説明できんのかな。どっちの味方すつとでもなかつてすばってん、何でごたごたしとつかという話がですよ、私には理解できぬとすたい。切るような説明の仕方じゃなかですか。発足したって、自然に生まるっわけでもなかもんだし。

決定した、決定したというところがところどころあつてすよね。次の２ページに、２６年度の推進会議総会での決定についてと。で、ワーキングチームの立ち上げの成果と課題を明らかにし、条例化を念頭に早期の再開を目指すことが決定つて言いなつたですよね。ここに、私は聞いたけん書いとつとです。で、再開することが決定したと。

それで、ずーっといろんな、また途中に決定した、決定したという説明があつたと思うとつとですよ。

で、結局、結局ですよ、どげんなつとですか、これは最終的には。条例化も念頭に早期の再開を目指すというところが途中の決定だつたはずですよ。で、最終的にはＢ案に持つていくような話だつた。その途中のプロセスは説明しなつたですが、何でその決定がこんな形で覆つていくのかということを教えてください。

○委員長（堀口 晃君） 堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。亀田委員さんのお尋ねについて、トータル的にちょっと説明させていただこうと思います。

１６ページ、１７ページをお開きいただいてよろしゅうございますでしょうか。

一応、私どもが参加しております八代地域人権教育のための推進会議という組織があります。八代市と氷川町の組織として入っているのと、運動団体、部落解放同盟が入っているのと、教育関係の組織が入つた組織として、この推進会

議が人権教育のための推進会議という形で外部機関ができているところでございます。この中で、今御指摘の部分が全て運用されてきているというところでございます。

この組織の中において、オンブズパーソン制度を設置しようという流れがありまして、御指摘のように、平成２４年に発足した、あくまでも推進会議の中で発足したわけですが、その当時、私どもの認識が甘いといひますか、先ほどありましたように、本来、存在させることを認識することが適切じゃなかつたなということ、このワーキングチームの検討の中で認識をしたところでございますので、それにつきましては、先ほど説明の中にごさひましたように、Ａ、Ｂ、Ｃ案をワーキングチームとして検討、推進会議の中のワーキングチームとして検討してきつたわけでございますが、その中において、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案を持つていつたほうがよくはないかという案が出つたわけですよ。

ただ、その前提は、旧の制度は廃止をした上で、Ａ案、Ｂ案、Ｃ案を持つていきましようということが提案されつたわけでごさひまして、それを２６年中に検討しまつて、２７年の初めの総会で御提案したときに、総会に提案するには、もう少し工夫をして提案したらどうかということがありましたので、それで早くしたほうがいいということで、２７年度の臨時総会で決定を、Ｂ案として提案させていただきまして、現時点では、先ほど言ひましたように、旧の制度は廃止をさせていただきまして、Ｂ案で八代市と氷川町のほうに進めてくれと、相談機能を充実する制度として運用を検討してくれという、Ｂ案を進めてくれということで、推進会議から八代市と氷川町に提案をいつだいたということでごさひます。

先ほどの提案のお言葉としてありましように、条例を前提としてといひるのは、条例がつくれますのが八代市か氷川町しかござひませんも

んですから、推進会という外部機関はそれはできないものですから、八代市のほうで条例を前提として検討してはどうかというお話がありましたが、今回はB案ということで、条例までつくらなくてもいい方法として御提案をいただいているという状況でございます。

今後の検討の中で条例にするということは当然、出てきますかもしれませんが、現時点においては、そこまで必要があるかどうかまではちょっと決まっていなくて、市と氷川町のほうで、その検討を、28年度以降、行っていくことになろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長(堀口 晃君) 亀田委員。

○委員(亀田英雄君) 済みません、ほとんど知らぬでおってから質問するものですけん、行き違いのあつところは御容赦ください。

で、3案の今のB案というのは、同じような組織をイメージしながらも、条例によらない組織という感じを受けたんですが、そのような受け方でよかですかね。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、堀次長。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) はい。御指摘のとおり、C案については、最初から条例化を前提とした案としてC案がございます。B案につきましては、現行の相談機能としての形としての予算だけで対応ができる方法として、相談機能の充実を図れるという目的としては十分ではないだろうか、まずはこちらを速やかに行っていく体制をつくっていきましょうということのB案提案となっているところでございます。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) いろんな人のおらしてからですね、ここに携わつとらすというふうに思うとですよ。

で、ちょっと私、ちょっと一つもろうたもん

ですけん聞いてみたかっですが、公開質問状ば送付されとるはずだろうと思うとですたい。これに答えがないんですよという話も伺いました。答えをされない理由というのが何かあるんですかね。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) 失礼します。

○委員長(堀口 晃君) はい、堀次長。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) 公開質問状はどちら様から出た……。

○委員(亀田英雄君) ようございますか、委員長。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) ここにあつとですたい。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) 了解しました。失礼しました。

はい。

○委員長(堀口 晃君) はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長(堀 泰彦君) はい、お答えいたします。

ただいまの質問状につきましてはですね、おくれましたことにつきましては、おくれておりますが、議会もありましたことでございますので、決裁として、回答を十分に審議した上で、3月の11日に決裁をいただきまして、15日発送だったですかね、11日に決裁をいただくことができましたものですから、15日に発送を行っているところでございます。おくれましたことに関しては、大変申しわけございません。

○委員長(堀口 晃君) はい、亀田委員。

○委員(亀田英雄君) いえ、私は全然、あれですばってんが、私に謝ってもらっても困つとですが、人権というタイトルじゃなかですか。声の大きな人にも人権のあるし、声の小さな人にも人権のあると思うとですたい。何か、臨時総会というにもちょっとひっかかつとですが、抑え込むようなやり方じゃなくてですよ、

それぞれの人権を尊重しながらお互いが納得いくような方向に持っていかなと、いつまでもくすぶり続ける話ですよ、こういうような話は。

だけん、お互いがですたい、納得できるようなやり方で進めてもらえんかなと。いつまでもあつとですばい、この話は。だけん、腫れもんに触るような、それ以上、話ができないんですよという話ですよ、打ち切るような説明じゃなかですか。

お互いに、何遍も言いますばってん、声の大きな人にも人権のあつとでしょうばってんが、声の小さな人にこそ当つとが人権問題の始まりだろうと思うんですよ。その辺ばですね、重々に御理解いただいて、反対のほうに、向こう側におる人の意見も聞いていただいて、しっかりした対応していただきたいというふうに思うんですが、次長、わかりますかね、言いたいこと。（市民環境部次長堀泰彦君「はい」と呼ぶ）両方の話をきちんと聞いていただきたい。それがいつまでも何かがちやがちゃしてすばい、みんな納得できぬじゃなかですか。ちょっとお答えを願いたい。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） 御指摘の点については、御意見のとおり、私ども行政というのは、ありとあらゆる場面におきましてですね、市民の方々、いろいろな団体の方々の御意見を聞き取った上で、当然、行政として進めるべき方向性のもとで進めることを進めていくことになろうと思っております。

当然、私どもは、このオンブズパーソン制度の見直しの中におきまして、運動団体の方々の御意見をお聞きし、あるいは氷川町の意見もお聞きし、教育機関の方々の意見をお聞きした上で、当然、行政としてこう進めるべきであろう

ということで進めてきております。

当然、今後につきましても、人権関係につきましては、当然、高齢者、障害者、子供たち、高齢者の方々等、あるいは、同和地区の方々等、いろんな人権関係にかかわる全ての方々の御意見をいただきながら、言葉として申し上げると、四者一体となって進めるべきということの方針のもとに行っておりますので、当然、意見を聞いた上で――。当然、行政としてもですね、言われっ放しではなくて、当然、私たちが言うべきことは言わんばんということも進めていくべきと考えておりますので、意見を聞いた上で、行政として進めるべき方向性を着実に進めていければと思います。

あくまでも、今、御意見ありましたように、私どもが無理に進めるということではなくて、御意見を聞いた上で進めるべきということに関しては変わりなく行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思えます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。行政として、そのように進めてこられんばんはずですよ。だけれど何かあつとですたい。そこに何かあるというのば十分に認識していただいて、お互いよかところにするごて、最大の努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員（中村和美君） はい、委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。もうがたがたして、早目に、オンブズパーソン見直しですから、見直しを大いにやって、今後予定どおり、皆さん老若男女の問題だからな、一人二人の個人的な問題じゃなかわけだから、亀田委員言ったけど、小さい声、大きい声なんて関係なかつ。とにかく公平公正に、市民の皆さん方が公平公正に、そして安心してできるようなオンブ

ズパーソンをですね、早目につくってください。

以上です。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほかがございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以上で八代地域人権オンブズパーソン制度の見直しについてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（コミュニティセンター施設の一部管理業務委託について）

○委員長（堀口 晃君） 次に、コミュニティセンター施設の一部管理業務委託についてを議題とし、説明を求めます。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい、委員長。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。市民活動政策課の久木田でございます。後は座って説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

住民自治によりますまちづくり行動計画後期の重点施策に位置づけております活動拠点の整備の一つでございます、地域協議会によるコミュニティセンター施設の一部管理業務委託につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

資料としまして、コミュニティセンター施設の一部管理業務委託という4ページの資料がございますので、そちらのほうをお広げいただければというふうに思っております。（「これでございます」「きょうのですか」「いや、前んと」「14日に配ってます」「ああ、14日

に」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 済みません。はい、わかりました。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

では説明をさせていただきます。今般の3月議会の一般質問におきましても答弁をしましたように、地域ごとの課題やニーズに応じた独自のまちづくり活動の展開が可能となるように、公民館等施設から社会教育法の適用を受けない施設としまして、市の条例でコミュニティセンターへの移行を、当初の計画ではことしの4月からと位置づけ、昨年、移行に向けた住民説明会等を行ってきたところでございます。

しかしながら、一方的な説明のみで、地域からのお尋ねに対して十分な回答や説明が不足していたことや、教育部との調整が十分図れていないなどの問題もありまして、昨年末に計画の見直しを行って、12月の総務常任委員会への報告をしたところでございます。

その見直しに当たりましては、地域住民の皆様にご3つのお約束をいたしましたことを再度確認をいたしますと、まず1つ目が、校区公民館等施設等からコミュニティセンターへの移行の計画の時期を1年先延ばしさせていただきまして、準備期間を十分に確保するというところでございます。2つ目が、コミュニティセンター施設の一部管理業務委託については、地域の実情に合わせて移行ができるように、段階的な措置をとるよう、平成29年度、30年の、この2カ年での移行を目指していきたいということでございます。最後の3つ目が、大多数の地域から要望がございました施設の一部管理業務委託の業務内容と委託料案につきまして提示をしてもらいたいということでございます。あわせて、地域協議会が事務員を雇用するに当たっての手法方法等を示してもらいたいと。その声にお応えするために、委託料案等につきま

して、ことしの3月中にお伝えをするという、この3つのお約束をさせていただいたところでございます。

1つ目と2つ目につきましては、計画の見直しによる事務手続を12月中に終えまして、残り3つ目が課題として残っていましたが、これまで市の財政当局とも協議を重ねてまいりまして、このたび、施設の一部管理業務委託の業務内容と委託料案について、大方の方針を固めたところでございます。

それでは、済みません、資料をめくっていただきまして、2ページをごらんをいただきたいというふうに思います。

まず、4番の施設の一部管理業務委託の業務内容について御説明を申し上げます。大きく6つ、6項目がございます。

1番目につきましては、コミュニティセンター施設の管理に関することといたしまして、コミュニティセンター内の清掃であるとか施設の開閉などの業務となります。

2番目のコミュニティセンターの窓口に関することですが、施設内にあります会議室等の貸し出し受付や、使用料徴収、そして、会議室等の使用状況の報告事務などの業務となります。

3番目の地域協議会事務支援に関することですが、これが主に公民館主事が側面的に支援を行ってきた業務で、地域独自のイベントの企画や運営、準備作業などの支援や、各種会議資料、あるいは地域協議会の予算、決算資料等の作成支援などの業務になります。

次に4番は、その他の管理運営に関する必要な業務に関することとしております。行政や各種団体から依頼を受けて、施設内でのポスターの掲載や、チラシやパンフレット等を並べたりする情報提供業務、また、これまで公民館だよりを発行しておりましたが、移行後はコミュニティセンターだよりに切りかえまして、その発行を行うための作成作業などの業務となりま

す。

次に5番目でございます。学校開放事業の受付に関することですが、これは小中学校のナイターと体育館の貸し出し業務で、受付や使用料の徴収を行い、毎月、関係する所管課へ報告を行う業務となります。

最後の6番目でございます。支所管内体育施設の受付に関することですが、支所管内に幾つもの体育施設がございます。これまで、公民館において受付や使用料を徴収していましたが、サービスが低下しないよう、引き続きコミュニティセンターで受付や報告の事務等を行うものでございます。

なお、鏡地域におきましては体育施設が多うございますもんですから、所管課であるスポーツ振興課において直接窓口を行うよう予定しておりますので、業務委託から外れているところでございます。

では、その業務内容における委託料案、いわゆる1人の事務員を雇用するための人件費相当となりますが、市といたしましては、市の新規採用職員、高卒程度の14万4600円を基準額として設定したところでございます。

また、地域によりましては、事務量、いわゆる受付件数や対応件数が違いますので、事務量に応じた配分が適当であると考え、14万4600円を基準として、事務量に応じて各地域協議会ごとに増減をつけたいというふうに考えておるところでございます。

(2)にありますように、諸経費でございますが、社会保険料などの事業者負担金相当額のほうを加算をするというふうに考えております。

3ページから4ページにつきましては、八代市内での求人情報と市の非常勤職員の単価表をつけておりますので、参考にごらんをいただければというふうに思っております。

なお、本日お示しをしました資料につきまし

ては、今月、3月7日でございますが、開催されました地域協議会の会長で構成されます地域協議会連絡会議で配付の上、説明をさせていただいたところでございます。

その会議での委託料案についての御意見としますと、増減の幅を小さくしてもらいたいとか、最低の額を示してもらいたいとか、そういう御意見があったところでございます。

今後のスケジュールでございますが、一部の地域協議会から、総会で確認しないと委託を受けるか判断できないというような御意見があることから、必要に応じて、本年の4月、5月に開催されます総会等で確認をいただきまして、5月末をめどに、平成29年度から施設の一部管理業務を受ける受けない、そういう回答をいただきながら、その手続を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（堀口 晃君） はい。説明がただいま終わりました。本件について、何か質疑、御意見等ございませんか。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。済みません。今、体育館の貸し出しだとか、要するに公金、使用料徴収とか、これは公金何とかというのが何かあるようですね。そういうのはどうなのかというのと、これは大体、何年契約。ずっとじゃないでしょうけん、どうですかね。そこがわかれば。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田市民活動政策課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。公金の件でございますが、その分を含めたところで委託をしたいなというふうに考えております。（委員中村和美君「それができるちゅうこと」と呼ぶ）は

い。

それと、委託の契約につきましては、基本的に単年契約という形で行っていきながら、この間も説明しましたように、将来に向けて、一部の協議会の中ではですね、一部事務委託じゃなくて全部事務委託みたいな形、要するに言われることは指定管理というのを視野に入れていらっしゃると思うんですけど、それをやりたいという御意見もありますので、そこあたりに向けて、各地域の実情等踏まえながら、御意見を聞きながら、移行等をしていくような形で考えております。

○委員（中村和美君） いいですか、委員長。

○委員長（堀口 晃君） 中村委員。

○委員（中村和美君） はい。指定管理もいいと思いますけど、極端に言えば、若い者を残すというかな、これでいいのかわからないけども、そういうところも、1人でもやっぱり八代に仕事を見つけてあげるというのも一つの方法じゃないかと思いますので。これが各所になるとですね、ある程度の人間になりますので、そういうのも検討していただくようにお願いします。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 一ついいですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） これは職員ば引き上げるけんという話でしょう。で、そこにおける人の事務量がふえるけん委託料ば払うという話になつとかな。そういう考え方でよかつたかな。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。基本的な考え方につきましては、公民館等施設ということで、現在、公民館主事あたりが全ての公民館に配置

をされております。

当然、コミュニティセンターに移行すれば、市長部局、当然、市民活動政策課のほうの所管となりますので、公民館主事というのが配置されなくなります。

そういうことで、コミュニティセンターを管理するに当たっては、うちのほうで現在出張所があるところにつきましては、出張所長、それと非常勤職員という2名を張りつけておりますけど、管理体制とすれば、3人体制というのが、勤務体系含めた中で適当であるという考え方の中で、1名のほうを地域のほうへ事務委託をしました中で、その分を賄っていただきたいなという考え方の中で、お願い、考え方について協議をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 協議をしているところって、ばってん、これは決定でしょう、さっきの話。どこで決定だろう、決定だろうわからぬところでしていきなっとですか。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） 決定というのは、公民館をコミュニティセンターのほうに変えるということに関しては、そういう方向性で今進めさせていただいております、教育部のほうと連携しまして。

今、おっしゃられました、職員を引き上げるとだろうという、それが先にあるということではございませんで、極端に言うと、29年と30年のほうの2年間を予定しておりますが、課長が申し上げましたのは、地域の御意見をいただきながら進めるというのは、地域のほうがしないということであれば、私どもは職員をそのまま設置しております。ですから、生涯学習課ではないということを言ったんですが、市民活動政策課の職員として主事相当分を設置しとき

ます。いなくなるちゅうことはございません。

ですから、その中で、先ほど言ったように、地域としては、これを進めたいというところもかなりあるわけで、そういうところは当然お願いして、それは地域の方々を雇用していただくことができる。でも、委託を受けないですよ、しかしその方々を、そこの主事を引き上げますということではございませずに、職員はそのまま同じように配置はしますということで、地域のほうに説明をしておりますので。そういう意味合いでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、私が言葉の足らぬところのあつとですが、私が心配すつとは、中村さんと一緒に金ば扱こうたときですよ、何かいろいろあつじやなかですか。今までいろんなことが発生しとったし、そこらの責任の所在もあるし、そこばちょっと心配するもんですけん、そげんした話ばしてみたんですが、その辺のところの責任の対応とかですよ、明確にされとりますか。何かあった場合にですよ。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。先ほども言いましたように、職員は事務委託以外の分で、職員、非常勤も含めた中で2名ほど張りつけたいというふうに考えております。当然、事務委託の分で公金取扱、準公金的な部分もございんですけど、ございますので、そこあたりはですね、職員との持ち分、協働という意味合いで、管理体制を明確にしながら、今後構築していつて、遺漏がないように対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。大事なところだろうと思うとですよ。そうしたばかりに、何かこう、いわば罪なことをした形にならぬようにお願いしたいと思います。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほかございませんか。

はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） 根本的なことだと思いますけれども、ここで質問する内容が適当かちょっとわからぬから、答えられぬなら答えなくてよろしいと思いますけれども、結局、校区公民館からコミュニティセンターへ移行しますということであるでしょう。社会教育を中心とした校区公民館ということは自覚しておられるわけなんですけれども、それでは、社会教育についてはどのような指導を社会に対して八代市は持っていこうと考えてるんですかね。ちょっと見当たらずとですけど。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀市民環境部次長。

○市民環境部次長（堀 泰彦君） はい。御指摘のように、その部分に関しては教育委員会管轄部分でございますが、一応、私で説明できる部分としてちょっと説明させていただきますので、確定ということではないということで御理解いただければと思います。

今回お願いしております部分に関しましては、私ども、教育委員会と連携していくという形で進めさせていただいております。いわゆる社会教育に関しましては、教育委員会の管轄部分でございます。

今回、コミュニティセンターに移行することによって、これまで公民館主事として各校区に配置されていた職員の分につきましては、先ほど申し上げましたように、地域が受けていただければ受けてもらうか、あるいは政策課の職員として配置することになります。その職員に対

しまして、生涯学習の部分につきましては、教育委員会の生涯学習課として複数名の、各地配置じゃなくて、複数校区を担当する職員を設定することによって、社会教育に関しまして各地に連携をとって進めていただくことを想定しているところでございます。

ですから、社会教育、——社会教育でよかったですね。（「社会教育」と呼ぶ者あり）失礼しました。社会教育でございました。言葉を間違えました。社会教育に関しましては、各地で行っていることを、集中管理的な課のほうとして進めていただくことによって、地域での社会教育はこれまでどおり進めていくという前提で考えておられるところでございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、鈴木田委員。

○委員（鈴木田幸一君） はい。事業とか行事はわかるんですけど、社会教育というのはそういうものじゃないと私は理解しとっとですけどね。社会教育ちゅうとはですね、やっぱりしっかりした指導者がおって、そして、その指導のもとで社会教育をやっぱし、みんなに学習してもらおうと。

結局、教育の基本というとは、家庭教育、学校教育、それに社会教育が入っとつとですよ。その社会教育の部分を、事業、行事として取り扱うとは、非常に危険性があると思うとですよ。やっぱり、しっかりした学習を受けた、そしてその知識を持った方が一般に対する社会教育を行っていかなければ、とんでもない社会が出てくるんじゃないかならうかって。

特に、マスコミ等々については、社会教育は非常に影響力はありますけれども、そういった基礎とは関係ない、やっぱり情報を流す場合もあるんですけども、——あると私は感じとるんですけども、そういった意味でですね、やっぱり行政が管理しなければならない社会教育部門ちゅうとばですね、今のような形での捉え方、例えば、今説明がありましたけど、校区に

何名かという、——1校区に何名じゃないでしょう。幾つかの校区に何人かということだけれど、当然、指導力が物すごく低下するちゅうとを受けるんですよ。

そういった形で、いいです、返事は多分難しいと思いますので。今後のですね、社会教育体制についてはですね、十分に協議してもらわなければよくないと思います。これは一つの意見として言わせていただきます。

○委員長（堀口 晃君） はい、意見でございます。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） ほか、ございませんか。はい、堀副委員長。

○委員（堀 徹男君） はい。この2枚の資料で御説明いただいているんですけども、イメージとしてですね、湧きにくい部分があるんですよ。協議会あたりにお示された資料の中に、職員と、それから公民館主事がコミュニティ支援職員とかとかわる、あの絵をつけていただいて、誰がどうなって、この14万4600円はどの人の部分なのかというのをちょっと、資料をちょっとコピーでもとっていただいてですね、それで説明していただくとイメージが湧きやすいと思うんですけど。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 失礼いたしました。これは、たびたび申し上げましたように、3月7日の地域協議会連絡会議のほうで示した資料と同様なものを（聴取不能）しながら説明したところでございますので、わかりづらい点がございましたらば、資料的に必要であればですね、今まで説明会等で利用しておりました、もしくは前回の総務委員会のほうでお示ししました資料等をお渡しすることは可能だというふう

に考えております。

○委員長（堀口 晃君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） いやいや、そんな難しく考えなくていいんです。今、お手元に資料を持たれてると思うんですよ。絵が描いてあるじゃないですか。公民館がコミュニティセンターになるということと、それから、職員さんの配置が、主事が支援委員になってとか、その横に校区で雇う事務員さんがいるとかという絵が載っているやつがあったと思うんですけどね。ああ、それかな。（「市民活動政策課長（市民生活センター所長兼務久木田昌一君「そうです。ちょっと見づらくて申しわけないです」と呼ぶ）

この14万4600円というのが、どの人の部分のになるのかというのがですね、イメージとして湧かないんじゃないかと思うんですけど。一部業務委託された場合にですよ。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 済みません、それでは、資料のほうを直ちにちょっと準備させていただいて……。 （委員堀徹男君「ちょっとコピーとるだけでいいんじゃないですか」と呼ぶ）はい、ですね。それでよろしいでしょうか。

○委員長（堀口 晃君） それは今の議論の中で必要……。どこになるかわからないという状況ですね。

○委員（堀 徹男君） わからない。（委員前川祥子君「堀さんがでしょう、わからないというのは。堀さんのためでしょう。もらってますから」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） 小会します。

（午前11時44分 小会）

（午前11時47分 本会）

○委員長（堀口 晃君） 本会に戻します。

ただいま資料がお手元に届いたかと思います。

久木田課長、説明をお願いいたします。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。済みません。先ほども申しましたとおり、これは12月10日の総務常任委員会でお配りしました資料の一部を抜粋してお配りを再度させていただいたところでございます。

で、済みません、A3判の右上と、それと、済みません、ページ数でいきますと20から22ページという形で、3ページにわたるところでございます。これはもう御存じのとおり、公民館の体制自体がそれぞれ違うところがございます、左下の分につきましては単独公民館と書いておりますように、これは単独の公民館ということで、管理体制自体が主事と公民館長と補助員、シルバー人材センターでございますが、3人体制で現在なっております。

右上につきましては、出張所が併設してる10カ所の公民館でございます。現在、体制としますと、公民館主事と出張所長、それと非常勤の職員という形の3人体制でございます。

右下につきましては、各支所に併設しているような5カ所の公民館でございます。これにつきましては、公民館主事が2名体制という形で、あと支所のほうから地域アドバイザーという形でアドバイス等の支援をしていただいている現状でございます。

先ほど申された、どの分にその14万4600円が充てられるのかという御質問でございますが、右側のコミュニティセンターに移行した後の分が3カ所それぞれございますが、一番上に大きく丸が囲んであるかと思いますが、地元のほうで、地域の協議会のほうでですね、事務委託を受けていただくということになれば、この方々、地元のほうで雇用の上、配置を願いたいという意味合いの御説明だったということにつ

いて御理解をいただきたいなと思っています。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。いただいた資料です、絵の中の丸で囲んであるAさんの分の人件費相当分と。直接のこの人の人件費じゃないわけですよね。一部管理の委託料として払われるということでしょう。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。おっしゃるとおりでございます、先ほど申しましたとおり、人件費相当分を委託料等でお支払いをするという考え方でございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。コミュニティセンターに移行した場合ですね、今の職員を引き上げる、引き上げないという話になると、今いただいた資料の絵の中では、地域アドバイザーさんも同時に存在されているんですよね。

で、先ほどのお答えは少し違ったニュアンスに聞こえたものですから、改めてこの資料をいただいて、どの部分に相当するのかというのをお尋ねしたんですけれども、一部管理業務委託を受けていただいたら、地域アドバイザーは今、引き上げるというふうに私聞こえたんですけど、この絵とはちょっと違いますよね。職員配置のあり方としてはですね。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 堀副委員長のおっしゃるとおりでございます。済みませんでした。地域アドバイザーについてはですね、これに記載しておりますとおり、地元のほうでお受けいただいた中で雇用、職員のほうを配置されてもで

すね、あと市の職員としまして、それぞれ記載しておりますとおり、臨時、シルバー等を含めた中で、2名の市からの配置というふうを考えております。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） いや、さっき亀田委員がお尋ねされた部分で、業務委託を受けたらどうなるのということで、受けたところは、いわゆる政策課から来ている職員は引き上げますというようなニュアンスに私聞こえたものですから、改めてこの資料を出してもらって……。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 済みません、私の説明が不足しておったかと思っております。

現在配置されてます所長であつたり非常勤の職員は当然、委託を受けられても変わりませんが、公民館主事という分につきまして、コミュニティセンターになった場合、当然、引き上げられるということになりますものですから、うちの市民活動政策課の職員として、3番目です、3人目として配置をする必要がございます。当然、事務委託を受けていただければ、その3人目の職員が引き上げるという意味合いで説明したつもりでございました。

大変申しわけございませんでした。

○委員（堀 徹男君） 済みません。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） まだわからない。3人目の職員という意味がよくわからないんですけど。（「主事だろう」と呼ぶ者あり）

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。済みません。大

変説明が不足して申しわけございません。

委託を例えば受ける場合はですね、2人については所長であつたり非常勤職員として、従前どおりうちの職員として配置をします。もし受けられなかった場合は、現3名体制を維持するという意味で説明をしておりますので、公民館主事は先ほど言いましたように引き上げられるんですけれど、当然、3名体制を維持するためには、もう一人職員を配置する必要があるという意味合いで説明をしたところでございます。

それでようございますでしょうか。（委員堀徹男君「いや、それはわかってるんですよ」と呼ぶ）

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 公民館主事は、地域アドバイザーとしてスライドする、ただ入れかえるっていうだけでしょう。うん。

で、先ほどの説明は、一部事務委託を受けられた場合は、それは引き上げるって、それは、それ以外のプラス1の部分ってということなんです。いや、そうは聞こえなかったものですからね。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。済みません。ちょっと私の説明不足で大変御迷惑をかけました。

○委員長（堀口 晃君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） だから、こういった絵を使って説明をしてくださいというふうに私は思っていたんですけれども。

○委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（堀 徹男君） わかりました。

○委員長（堀口 晃君） はい。

ほかございませんか。はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。本市が今回取り組まれているこのあり方について、参考までにお聞きしたいんですけど、熊本県内の各市において、本市と同じような移行の方法をとられた自

治体がありますでしょうか。あれば、その自治体はどこかお教えいただけますでしょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） はい、久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） 一部管理業務委託という形で移行をされておるところについては、ちょっと情報はございません。

で、県内の中で、例えば熊本市であったり天草市であったりというところにつきましては、全てではございませんけど、コミュニティセンター化と並行して同時に指定管理に移行されているという自治体については、情報はつかまえております。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。今執行部のほうでお考えの一部業務委託については、そういう情報はないということなんですけれども、いろいろ他の市の事例も御調査なさっていらっしゃるかなというふうに思うんですよね。こういうスタイルのあり方がとり行っておられる自治体があるとしたならば、当然、メリット、デメリットだとか課題だとかを御承知かと思うんですけれども、そこら辺はどのように評価、認識なさっていらっしゃるのでしょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 久木田課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。先ほど言いましたように、先進事例の中で、コミュニティセンター移行と同時に指定管理を受けられたところが、移行に当たって時間的な余裕、勉強する時間が、当然、同時進行ですので、いろんな、受けられた後、事務支障であったりとか、いろんな戸惑いがあったというふうに聞いております。

そういう意味で、八代市の場合は段階的な措置として、一部業務委託をまず受けていただいて、それぞれの協議会のほうで勉強期間を設けた中で将来の指定管理等に向けてですね、移行ができればという意味合いで、この一部業務委託を先行させるような形で計画をつくったところでございます。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。背景は、今の御説明で理解できました。

そこで、ちょっと1点提案といいますか、今こういうことを申し上げるのもどうかと思うんですが、既に各校区にお示しなされて、3月7日も資料を出されたということで、市の考えが、説明会、資料配付をもって認識度が深まったのかなというふうに察するところなんですけど、その中で、意欲的な校区もあられるということと、慎重にということもあられるんじゃないかなというふうに受けとめるところなんですけど、例えば、その29年、——1年先送りされたということであって、例えば意欲的なところを試行的なモデルとして実施して、そのあり方を検証した中で、他の校区、全てが同じような状況じゃないでしょうから、当てはまらないかもしれませんが、そのあり方を見て、検証して、こう進めていくというモデル的な取り組みというのも国の事業ではよくありますものですから、いかがかなというふうに思うわけでございます。

執行部のこの取り組みを否定するわけではないんですけれども、非常にやってみないとわからないということからすると、やった結果、やっぱりもとに戻るといえることがあるとなおさらどうかなと思うものですから。そういった件については御検討なされましたでしょうか。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。

○委員長（堀口 晃君） 久木田市民活動政策

課長。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（久木田昌一君） はい。おっしゃるとおりでございます。地域の実情等に沿うような形でですね、先行をされたい方については、当然、モデル的な形で位置づけをさせていただきまして、リーダー研修的な部分で情報交換会等も予定しておりますので、その中でお互いの情報等を交換していただいて、当然、市からも支援、応援等をしながらですね、一部事務委託等が広がっていくような形でですね、御協力をしながら、いい事例のほうをですね、先行させていただければなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（堀口 晃君） はい、西濱委員。

○委員（西濱和博君） はい。市がいいことだからと思って進められたいという御意向はわかるんですけど、やってみて地域になじむか、なじまないか、それは地域の評価も片やあるかと思えますもんですから、今のところ、お見込みと、実際の地域の受けとめ方ってまたちょっと違うかもしれませんしですね、そこら辺もあることを踏まえてですね、お取り組みいただければなと思います。これは要望ですけど。

以上です。

○委員長（堀口 晃君） はい。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） なければ、以上でコミュニティセンター施設の一部管理業務委託についてを終了いたします。

そのほか、当委員会所管事務調査について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（堀口 晃君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午前11時59分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成28年3月16日

総務委員会

委員長